

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年5月28日
【会社名】	株式会社東京衡機
【英訳名】	TOKYO KOKI CO. LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 石川 隆一
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田佐久間町一丁目9番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社東京衡機 本社 (神奈川県相模原市緑区三井315番地)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役会長兼社長石川隆一は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成27年2月28日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社4社（株式会社東京試験機、株式会社東京衡機試験機サービス、無錫三和塑料製品有限公司、上海参和商事有限公司）を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。なお、連結子会社5社（株式会社テークステレコム、瀋陽特可思木芸製品有限公司、無錫特可思電器製造有限公司、株式会社KH I、特可思(北京)進出口有限公司)については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去前）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している3事業拠点を「重要な事業拠点」としてしております。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及びたな卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としております。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

当社は、前事業年度において、固定資産の減損会計の適用及び関係会社株式の評価並びに連結財務諸表の作成手続に係る内部統制に不備があったことから、過年度の会計処理等を訂正し平成21年2月期から平成25年2月期までの有価証券報告書及び平成24年2月期から平成26年2月期までの四半期報告書について訂正報告書を提出するとともに、当該期間の内部統制の一部に開示すべき重要な不備があったとして、平成22年2月期から平成25年2月期の内部統制報告書の訂正報告書を平成26年5月29日付で提出しております。かかる状況を受けて当事業年度においては内部統制の整備・運用を強化し、適切な財務報告の信頼性を確保し、前事業年度における内部統制の不備を解消すべく、以下のように対処いたしました。

記

- (1) 決算財務報告プロセスの見直しを実施し、責任担当区分の明確化を行うと共に各業務プロセスにおける複数チェック体制を徹底いたしました。併せて会計処理体制の強化として経理決算業務経験者3名の増員を図りました。

また、当社グループの中核会社であります無錫三和塑料製品有限公司については総経理、財務経理担当副総経理と経理担当者を含む当社社員7名を配置しました。これらの体制整備を受けて、日中間で毎月開催のグループ経営会議等を通じて経営情報の共有化と連携体制の強化することができました。

- (2) 決算レビュー委員会を四半期決算ごとに開催いたしました。監査役、取締役、及び顧問公認会計士も出席する当委員会によって四半期決算ごとの会計処理状況に対する内部統制機能のより一層の拡充がなされたものと判断しております。
- (3) 会計上の見積りモニタリング強化として、決算レビュー委員会等を通じて、固定資産の減損、関係会社投融の評価等に関する適切な会計処理方針を確定していく体制が構築できたものと判断しております。
- (4) 経理体制の拡充及びスキルアップとしては、担当執行役員、管理部長、経理課長、担当課員、管理担当特別顧問及び顧問公認会計士を配置する体制にするべく、3名の増員を実施いたしました。また毎月、個別会計処理に関する判断方法、処理方法について顧問公認会計士の指導を受けることで各自のスキルアップを図りました。

その結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

なお、当社といたしましては、財務報告に係わる内部統制の整備及び運用の重要性が今後さらに増すことを強く認識し、上記内容に加えシステム面での改善の必要性検討を踏まえつつ、翌事業年度以降も内部統制の整備及び運用を強化し、その信頼性を確保していく方針であります。

以上